

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」等の一部改正について

令和3年1月18日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、2019年10月に「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」を設置し、見直しを行うべき自主規制規則等の有無について洗い出しを行ったところ、現先取引に係る基本契約書の定義及び対象顧客の範囲について明確化すべきとの提案があったことから、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」において検討を行うこととなった。

同ワーキング・グループにおける検討の結果、特にクロスボーダーの現先取引においては、ICMA（国際資本市場協会）のGMRA（Global Master Repurchase Agreement）など、本協会の参考様式以外のひな型に基づく基本契約書の利用が一般的であること、及び、実務上、信託や組合等の法人格を有しない主体との現先取引が行われていることを踏まえ、これらの取扱いについて明確化を図ることが妥当との結論に至ったことから、今般、「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」（以下「条件付売買規則」という。）の一部を改正することとした。

また、協会員が顧客との間で行う債券貸借取引においても、ISLA（国際証券貸借協会）のGMSLA（Global Master Securities Lending Agreement）など、本協会の参考様式以外のひな型に基づく基本契約書が利用されていることから、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」（以下「債券貸借規則」という。）に規定する基本契約書等の定義についても同様の改正を行うこととした。

II. 改正の骨子

- (1) 条件付売買規則及び債券貸借規則に定める基本契約書等について、個別の参考様式の名称を規定しないこととし、求められる要件（基本契約書等に定めるべき事項）を満たす契約書等を使用できることを明確化することとした。
(条件付売買規則第4条第1項及び第2項、債券貸借規則第5条第1項及び第2項)
- (2) 条件付売買規則に定める現先取引の対象顧客の範囲について、信託の受託者や組合等を代表する者を相手方として現先取引を行う場合の取扱いを明確化することとした。
(条件付売買規則第5条第1項から第3項)

III. 施行の時期

この改正は、令和3年1月18日から施行する。

- 本件に関するお問合せ先：日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-6665-6771）

以 上

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

令和3年1月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(現先取引契約の締結等)</p> <p>第4条 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、<u>第4項に定める要件を満たす基本契約書</u>(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。</p> <p>2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき(再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。)は、その都度、顧客に対して、<u>第5項に定める要件を満たす個別取引明細書</u>(以下「個別取引明細書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>(現先取引対象顧客)</p> <p>第5条 協会員は、<u>現先取引を行うに当たっては、その相手方を、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものとする。この場合において、その選定に当たっては、相手方の財務内容、資金繰り状況、収益性等(以下この条において「財務状況等」という。)</u>について十分留意するものとする。</p> <p>2 <u>前項後段の規定にかかわらず、協会員は、信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託を含む。以下同じ。)</u>の受託者(再信託が行われる場合は再信託の受託者をいう。以下同じ。)との間で当該信託の信託財産に係る現先取引を行う</p>	<p>(現先取引契約の締結等)</p> <p>第4条 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、<u>「債券等の現先取引に関する基本契約書」</u>(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。</p> <p>2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき(再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。)は、その都度、顧客に対して、<u>「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」</u>(以下「個別取引明細書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(現先取引対象顧客)</p> <p>第5条 協会員が<u>行う現先取引の対象顧客は、上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のあるものに限るものとし、その選定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>場合は、その相手方の選定に当たっては、当該信託の信託財産の内容、運用状況等について十分留意するものとする。ただし、当該受託者の固有財産が、当該現先取引によって当該受託者に生じる債務の責任財産に含まれる場合には、当該受託者の財務状況等についても考慮することができるものとする。</p> <p>3 <u>第1項後段の規定にかかわらず、協会員は、次の各号に掲げる組合等（外国の法令に基づいて設立された団体であって、これらに類似するものを含む。以下同じ。）を代表する者との間で当該組合等の組合財産に係る現先取引を行う場合は、その相手方の選定に当たっては、当該組合等の事業の内容、組合財産の状況等について十分留意するものとする。ただし、当該組合等を代表する者の固有財産が、当該現先取引によって当該組合等を代表する者に生じる債務の責任財産に含まれる場合には、当該組合等を代表する者の財務状況等についても考慮することができるものとする。</u></p> <p><u>1 民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合</u></p> <p><u>2 商法第 535 条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合</u></p> <p><u>3 投資事業有限責任組合契約に関する法律第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合</u></p> <p><u>4 有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 1 月 18 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

以 上

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

令和3年1月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(債券貸借取引契約の締結)</p> <p>第5条 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、<u>第4項各号に掲げる事項を記載した基本契約書</u> (以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。</p> <p>2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、債券貸借取引の約定が成立したときは、その都度、取引相手方との間において、<u>第5項各号に掲げる事項を記載した個別取引契約書</u> (以下「個別取引契約書」という。)を取り交わすものとする。ただし、当該取引相手方との間において<u>個別取引契約書の省略に係る合意書</u> (以下「合意書」という。)を取り交わした場合には、<u>同項各号に掲げる事項を記載した個別取引明細書</u> (以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書の取り交わしに代えることができる。</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和3年1月18日から施行する。</p>	<p>(債券貸借取引契約の締結)</p> <p>第5条 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、<u>「債券貸借取引に関する基本契約書」</u> (以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。</p> <p>2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、債券貸借取引の約定が成立したときは、その都度、取引相手方との間において、<u>「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書」</u> (以下「個別取引契約書」)を取り交わすものとする。ただし、当該取引相手方との間において<u>「債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」</u> (以下「合意書」という。)を取り交わした場合には、<u>「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」</u> (以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書の取り交わしに代えることができる。</p> <p>3～6 (省 略)</p>

以 上